

諮問番号：平成30年諮問第11号

答申番号：平成30年答申第13号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、○市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第5条の規定による特別児童扶養手当認定処分（以下「本件処分」という。）に関して、審査請求人の子（以下単に「子」という。）の障害の状態が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「令」という。）別表第3に定める1級の障害の程度に該当するにもかかわらず、2級の認定を受けたことを不服として、本件処分の取消しを求める事案である。

第3 審査請求に至る経過

審査請求に至る経過については、次のとおりである。

- 1 審査請求人は、平成28年8月26日付けで、処分庁に対し、特別児童扶養手当認定診断書（以下「本件診断書」という。）を添えて、特別児童扶養手当認定請求書を提出した。
- 2 処分庁は、平成28年10月7日付けで、法及び令に基づき、子の障害の状態を審査の上、審査請求人に対し、本件処分を行った。
- 3 審査請求人は、平成28年11月7日付けで、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、子の障害の状態が令別表第3に定める1級の障害（循環器疾患障害）の程度に該当するにもかかわらず、2級の認定を受けたことを不服として、本件処分の取消しを求めている。

2 処分庁の主張

処分庁は、子の障害の程度の認定において、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」（昭和50年9月5日付け児発第576号厚生省児童家庭局長通知。以下「認定要領」という。）に基づき審査を行い、2級相当と判断したため、本件処分を行ったものであり、適法かつ正当なものであること

から、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

第5 法令の規定等について

- 1 特別児童扶養手当（以下「手当」という。）については、法第3条第1項において「障害児の父若しくは母がその障害児を監護するとき」等に支給する旨が規定されており、法第2条第1項において「この法律において「障害児」とは、20歳未満であつて、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。」と、同条第5項において「障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。」と規定されている。
- 2 手当の支給の対象となる障害の状態については、令第1条第3項において「法第2条第5項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、別表第3に定めるとおりとする。」と規定され、令別表第3において各障害等級の障害の状態が定められている。
- 3 令別表第3においては、1級に該当する障害の状態として11の類型を示し、第9号では「前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」が挙げられている。また、2級に該当する障害の状態として17の類型を示し、第15号では「前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」が挙げられている。
- 4 認定要領別紙の2の(6)において、各傷病についての障害の認定は、認定要領の別添1「障害程度認定基準」（以下「認定基準」という。）により行うこととされている。
- 5 認定基準第10節の1では、「心疾患による障害の程度は、呼吸困難、心悸亢進、尿量減少、夜間多尿、チアノーゼ浮腫等の臨床症状、X線、心電図等の検査成績、一般状態、治療及び病状の経過等により、総合的に認定するものとし、当該疾病の認定の時期以後少なくとも1年以上の療養を必要とするものであつて、長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に該当するものと認定する。」としている。

具体的には、認定基準第10節の2の(7)に心疾患の検査での異常検査所見の一部が、(8)に心疾患による障害の程度の一般状態区分表が示されている。認定に当たっては、(9)において、「(7)のいずれか2つ以上の異常検査所見があり、かつ、一般状態区分表のウに該当するもの、又は乳児で著しい体重増加の障害（標準体重の80%以下のもの）を1級と、(7)のいずれか1つの異常検査所見があり、かつ、一般状態区分表のイ又はアに該当するものを2級と認定する。」と、(10)において、「各疾患によって用いられる検査が異なっており、また、特殊検査も多いため、診断書上に適切に症状をあらわしていると思われる検査成績が示されているときは、その検査成績も参考とし、認定時の具体的な日常生活状況等を把握して、総合的に認定する。」としている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

- 1 審理員意見書の要旨

(1) 結論

本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 処分庁は、本件診断書上の記載内容から、手当の請求の対象となる子が、認定基準第10節の2の(7)の異常検査所見の一つであるオの「心電図で明らかな右室肥大、左室肥大または両室肥大所見があるもの」に該当すること、(8)の一般状態区分表においては、アからウのいずれにも該当しないこと、また、子の体重は5.5キログラムであり、生後4箇月から5箇月の乳児の標準体重（平成22年厚生労働省乳幼児身体発育調査の結果における中央値である6.71キログラム）の80パーセント（5.368キログラム）を超えており、乳児で著しい体重増加の障害があるものにも該当しないことから、1級の認定とはならないと判断している。

イ そして、処分庁は、本件診断書に記載されたアの内容のみでは、子は2級にも該当しないが、平成28年6月28日に心内修復手術を受け、尿量減少等による利尿薬等を内服しており、容量負荷軽減のため哺乳制限も受けていることから、日常生活に著しい制限を加えることを必要とするといえるため、総合的に2級と認定したものであり、この判断に誤りはない。

ウ 以上のとおり、令第1条第3項及び認定要領に従って決定された本件処分は、法令等の定めるところに従って、適法かつ適正になされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件処分において、処分庁の判断に誤りはない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取扱う審査会の部会

第1部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年8月8日	審査庁が審査会に諮問
〃 8月23日	第1回調査審議（第1部会）
〃 8月24日	審査関係人の書面提出期限（書面の提出なし）
〃 9月20日	第2回調査審議（第1部会）

第8 審査会の判断の理由

- 1 審査請求人は、子の障害の状態が令別表第3に定める1級の障害程度に該当する旨主張していることから、この点について検討する。
- 2 法第2条第5項において「障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。」と、令第1条第3項において「法第2条第5項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、別表第3に定めるとおりとする。」と規定され、令別表第3において各障害等級の障害の状態が定められている。子の障害が心臓機能障害であることから、同表の1級の項のうち「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」に該当するかどうかについて検討することになる。
- 3 地方自治法（昭和22年法律第67号）上の処理基準とされる認定要領で示された認定基準第10節において、心疾患による障害の程度の基準が定められており、同節の2の(9)では、「(7)のいずれか2つ以上の異常検査所見があり、かつ、一般状態区分表のウに該当するもの、又は乳児で著しい体重増加の障害（標準体重の80%以下のもの）を1級と、(7)のいずれか1つの異常検査所見があり、かつ、一般状態区分表のイ又はアに該当するものを2級と認定する。」とされている。
- 4 本件診断書によると、子は、認定基準第10節の2の(7)の異常検査所見のうち、オの「心電図で明らかな右室肥大、左室肥大または両室肥大所見があるもの」に該当していると認められるものの、その他の異常検査所見の該当はないことから、(9)に示された「2つ以上の異常検査所見」があるものには該当しない。さらに、(8)の一般状態区分表のアからウのいずれにも該当せず、乳児で著しい体重増加の障害があるものにも該当していない。
- 5 したがって、認定基準及び本件診断書を踏まえ、子の障害の程度は令別表第3の1級に該当しないが、治療の内容、期間、経過等を総合的に考慮し、同表の2級の項のうち「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」に相当するとして、2級の認定をした処分庁の判断に不合理な点は認められない。
- 6 結論
以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第1部会

委員（部会長） 北 村 和 生
委員 岩 崎 文 子
委員 岡 川 芙 巳